

課 法 10 - 4
令和 7 年 5 月 9 日

公益財団法人全国法人会総連合
会長 小林 栄三 様

国税庁 課税部 法人課税課長

所得税の基礎控除の見直し等に関する周知等について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年度の税制改正により、「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」、「特定親族特別控除の創設」（以下「本改正」という。）が行われ、令和 7 年 12 月に行う年末調整から適用されることとなりました。

源泉徴収義務者の方が適切に本改正に対応いただけるよう、国税庁としましても、周知・広報を順次、進めてまいりますので、各都道県連及び各单位会に対し、以下の内容について、御周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

1 所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイトの開設

国税庁ホームページ内に所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト（以下「特設サイト」という。）を 4 月 25 日に開設し、本改正に関するパンフレットを掲載しています。また、特設サイトには、今後、よくある質問（Q&A）などの情報を追加するなど随時更新することを予定しているところです。

本改正について、できるだけ多くの源泉徴収義務者の方に周知・広報する必要がありますので、この特設サイトへの誘因を目的として、貴総連合、各都道県連及び各单位会のホームページに特設サイトのリンク用バナーを掲載していただきますとともに、特設サイトの URL 又は QR コード（別添）を貴総連合、各都道県連及び各单位会の機関紙（誌）等へ掲載いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

2 各都道県連及び各单位会主催による年末調整説明会等における講師派遣等

令和 7 年 12 月に行う年末調整の事務では本改正に適切に対応していただく必要がありますので、各都道県連及び各单位会におきまして、年末調整説明会等の説明会を開催される場合には、できる限り多くの源泉徴収義務者の方に本改正に係る手続等を理解していただく機会を設けるため、可能な範囲で、会員以外の源泉徴収義務者の方が説明会に参加できるよう御対応いただくことに御協力いただきますよ

う、各都道県連及び各単位会に御周知をお願いいたします。

また、各都道県連及び各単位会主催による年末調整説明会等を開催される場合には、各税務署からの講師派遣等が可能ですので、積極的に依頼いただきますとともに御周知をお願いいたします。

御不明な点につきましては、以下の連絡先までお問い合わせください。

(連絡先)

国税庁課税部 法人課税課
課長補佐 谷本 雄一
源泉監理第一係長 林 洋光
(代表) TEL 03-3581-4161 (内線) 3408